

子育てひろば総合補償制度のご案内

<正式名称> 施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、サイバーリスク保険

※「子育てひろば総合補償制度」は子育てひろば全国連絡協議会会員様向けの専用保険です。
商標権は、子育てひろば全国連絡協議会が有しております。類似品にはご注意ください。

保険期間

2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時（1年間）

※約定履行費用保険のみ、2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時

※中途加入の場合は、手続きの翌月1日午前0時～2026年4月1日午後4時
約定履行費用保険のみ、手続きの翌月1日午前0時～2026年3月31日午後12時

加入締切日

●4月1日補償開始の場合、**2025年3月7日（金）必着**

●中途加入の場合、**補償開始月の前月20日必着**

※4月1日補償開始の場合、上記締切日までに必ず取扱代理店東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店・新宿支社に「加入依頼書必着」をお願い致します。

※締切日以降も、毎月1日午前0時付で中途加入が可能ですのでお気軽にご連絡ください。

ご加入の対象となる会員の方

- 本保険制度は「子育てひろば全国連絡協議会」（略称：ひろば全協）の会員の方のみ加入できます。
- 上記ひろば全協会員の方のうち、「地域子育て支援拠点事業」もしくはその類似事業（乳幼児親子の交流の場）を実施される会員の方が加入できます（地域子育て支援拠点事業補助金の対象か否かは問いません）

4/1更新の場合も、
毎年加入依頼書の
ご提出が必要です。

中途加入は、
毎月1日付で
随時可能です。



ご加入単位

入会お手続きはひろば毎に必要です。（「ひろば全協」の会員番号取得が必要です。）

※保険料とひろば全協年会費の振込口座は異なりますのでご注意ください。

〇〇〇お問合せ・事故時の連絡先〇〇〇

ひろば全協事務受託会社・募集代理店

(株)東京海上日動パートナーズTOKIO

新宿支店・新宿支社（ひろば保険担当）

〒151-8560 渋谷区代々木2-11-15

TEL:03-5333-1431 FAX:03-3375-8470

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険㈱

（担当部）医療・福祉法人部

〒102-8014千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4143

この保険契約は、子育てひろば全国連絡協議会を保険契約者とし、同協議会の会員を被保険者（補償を受けることができる方・保険の対象となる方（就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）では会員の職員））とする施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険（傷害補償）、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の団体契約です。従いまして、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として子育てひろば全国連絡協議会が有します。

ご加入内容をご確認ください。ご加入いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、「意向チェックシート」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら上記代理店までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

★2025年度改定につきまして★

P.2～4 1. 賠償責任補償制度：一時預かり補償タイプの統合および保険料の改定がございます。

P.5～6 2. ひろば施設内利用者傷害見舞金制度：保険料の改定がございます。

P.10～14 5. サイバーリスク保険制度：保険料の改定がございます。（含む約款構成のシンプル化）

改定内容につきましてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう何卒よろしくお願いたします。

子育てひろば総合補償制度(概要)

子育てひろば総合補償制度は以下の5つの制度からなるセットプランです。
子育てひろばの安全・安定的な運営のため、是非ともご加入ください。
保険料は「保険料欄」にてご確認ください。

1. 賠償責任補償制度

保険料A欄

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

《補償内容》(詳細につきましてはP16「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

施設自体の管理の不備や、ひろばの施設内外において子育てひろば事業の遂行中に指導・監督上の不注意等によって生じた事故(施設賠償責任保険)、製造、販売または提供した飲食物等によって発生した事故(生産物賠償責任保険)により他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことによって被保険者(*)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。但し、子育てひろばの管理下にある物品(預かり物)の盗難や破損などは補償の対象外となります。

※「子育てひろば事業」とは、「地域子育て支援拠点事業もしくはその類似事業(乳幼児・親子の交流の場)」をいいます。

(*)被保険者とはひろば事業者(記名被保険者)、ひろば事業者の理事・取締役・その他法人の業務を執行する機関、ひろば事業者の使用人となります。

	補償(支払)限度額	
	対人 1名/1事故につき	対物 1事故につき
施設賠償責任保険	1億円	200万円
生産物賠償責任保険	1億円(保険期間中1億円)	200万円(保険期間中200万円)

※施設・生産物賠償責任保険の免責金額は、対人・対物ともに1事故あたり1万円です。

《タイプ別 賠償責任補償制度の補償範囲》

賠償責任補償制度 補償の範囲(○=補償できる。×=補償できない。)

補償タイプ	子育てひろば事業中の事故	養育者が子どもと同一の建物内にいる場合の一時預かり中の事故	養育者が子どもと同一の建物内にいない場合の一時預かり中の事故 ※一時預かり事業一般型(地域密着II型を含む)・子ども誰でも通園制度(仮称)にて一時預かり中の事故を含む
①子育てひろば事業	○	×	×
②子育てひろば事業 + 一時預かりAタイプ	○	○	×
③子育てひろば事業 + 一時預かり新Bタイプ	○	○	○

【一時預かりの補償タイプについて】

Aタイプ・・・講座保育など養育者が子どもと同一建物内にいる場合のみ補償します。

新Bタイプ・・・養育者が子どもと同一建物内にいない場合も補償します。

※一時預かり事業一般型(地域密着II型を含む)・子ども誰でも通園制度(仮称)にて一時預かり中の事故を含みます。

★2025年度改定につきまして★

一時預かり旧Bタイプと一時預かり旧Cタイプの保険料テーブルを統合し、統合後タイプ名を一時預かり新Bタイプとします。また、「ひろばの中で一時預かりを行う場合」と「ひろばとは別室またはスペースを区切って一時預かりを行う場合」の保険料テーブルも合わせて統合します。詳細は、P.4をご確認ください。

※平成26年度から児童福祉法の改正により規定された「一時預かり事業(幼稚園型・余裕活用型・居宅訪問型)」や、「保育所」や「ベビールーム」など、ひろば事業とは別に保育業務を行っている場合は、本制度の対象とはなりません。

《オプション》(①・②・③の全てのタイプにセットできます。)

初期対応費用担保特約＋人格権侵害担保特約セット

●初期対応費用担保特約条項

この補償制度の施設賠償責任保険で対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が初期対応費用(事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、事故現場の保存費用、事故原因調査費用、身体の障害を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用(身体障害見舞費用)(*1)、風災見舞費用(*2)等の社会通念上妥当な費用)を支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

■ひろば向けおすすめ補償■

事故直後に責任者を派遣して原因確認を行ったり、道義的なお見舞いを行うことで、被害者の方の気持ちを落ち着けて、後々のトラブルが軽減される場合も多く見られます。初期対応費用担保特約では、こうした初期対応時の各種費用や、対人事故のお見舞金をお支払いできるため、付帯を推奨します。

●人格権侵害担保特約条項【利用者支援事業においても補償の対象となります】

推奨

この補償制度の施設賠償責任保険で規定する事由に伴う不当行為(不当な身体の拘束、口頭・文書・図画等による表示)が保険期間中に日本国内で行われ、その行為によって発生した人格権侵害(他人の自由・名誉・プライバシーの侵害)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

(事故例)ひろばで見聞きした利用者の情報を第三者に話したところ、プライバシーの侵害だとして訴えられた。

オンライン相談も増える環境下、付帯を推奨します。

	補償(支払)限度額		免責金額(1事故につき)
	1事故*1 *2	500万円	
初期対応費用			1万円
人格権侵害	1名	100万円	1万円
	1事故	100万円	
	保険期間中	100万円	

*1 見舞金・見舞品購入費用については、事故が他人の身体の障害である場合に限り対象となります。また、1事故において被害者1名につき10万円が限度です。
*2 風災見舞費用については、1被害世帯・法人等につき10万円、1事故につき100万円が限度です。

保険料A欄

<年間保険料一覧表>

◆以下①～③の3タイプからお選びください。オプションは①・②・③の施設賠償責任保険にセットできます。

①子育てひろば事業(1ひろば施設あたり)

(単位:円)

加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
加入タイプ												
①子育てひろば事業	6,000	5,490	5,000	4,510	4,000	3,510	3,000	2,490	2,000	1,510	1,000	510
オプション (初期対応費用・人格権侵害)	1,470	1,350	1,230	1,100	980	860	740	610	490	370	250	120

②子育てひろば事業 + 一時預かりAタイプ(1ひろば施設あたり)

(①の子育てひろば事業に加え、講座保育などの養育者がこどもと同一建物内にいる場合)

(単位:円)

加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
加入タイプ												
②子育てひろば事業 + 一時預かりAタイプ	12,000	11,000	10,000	9,020	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,020	2,000	1,000
オプション (初期対応費用・人格権侵害)	3,680	3,380	3,070	2,770	2,450	2,150	1,840	1,540	1,230	930	610	310

保険料A欄

★2025年度改定につきまして★

一時預かり旧Bタイプと一時預かり旧Cタイプの保険料テーブルを統合し、統合後タイプ名を一時預かり新Bタイプとします。また、「ひろばの中で一時預かりを行う場合」と「ひろばとは別室またはスペースを区切って一時預かりを行う場合」の保険料テーブルも合わせて統合します。

③子育てひろば事業 + 一時預かり新Bタイプ(1ひろば施設あたり)

(①の子育てひろば事業に加え、養育者が子どもと同一建物内にいない場合)

(単位:円)

加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
加入タイプ												
③子育てひろば事業 + 一時預かり新Bタイプ	下表にて保険料をご確認ください。											
オプション (初期対応費用・人格権侵害)												

※ひろば施設の面積で保険料を算出します(但し、ひろば屋外の園庭等の敷地面積を除く)。
 ※1㎡の位については切り上げて10㎡単位でご加入下さい。(例:83㎡→90㎡)

加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	
ひろば施設の面積	100㎡まで	18,300	16,770	15,250	13,740	12,200	10,680	9,150	7,620	6,100	4,590	3,050	1,530
	オプション	5,400	4,950	4,500	4,050	3,600	3,150	2,710	2,250	1,800	1,350	900	450
	110㎡～150㎡	20,300	18,610	16,910	15,240	13,540	11,850	10,160	8,450	6,760	5,080	3,390	1,690
	オプション	6,700	6,140	5,590	5,030	4,460	3,910	3,350	2,790	2,240	1,680	1,110	560
	160㎡～200㎡	22,400	20,530	18,660	16,810	14,940	13,070	11,200	9,330	7,460	5,610	3,740	1,870
	オプション	7,500	6,870	6,250	5,630	5,000	4,380	3,750	3,120	2,500	1,880	1,250	630
	210㎡～270㎡	30,500	27,950	25,410	22,880	20,340	17,790	15,260	12,710	10,160	7,640	5,090	2,550
	オプション	10,500	9,630	8,750	7,880	7,000	6,120	5,250	4,380	3,500	2,630	1,750	870
	280㎡～500㎡まで	51,900	47,570	43,250	38,940	34,610	30,280	25,960	21,620	17,290	12,980	8,660	4,330
	オプション	18,300	16,770	15,250	13,730	12,200	10,680	9,150	7,620	6,100	4,580	3,050	1,530
	510㎡～1,000㎡まで	99,800	91,480	83,170	74,860	66,540	58,220	49,910	41,580	33,260	24,960	16,650	8,320
	オプション	35,600	32,640	29,670	26,700	23,730	20,770	17,810	14,830	11,870	8,900	5,940	2,960
	1,010㎡～1,500㎡	164,900	151,160	137,410	123,690	109,940	96,200	82,450	68,710	54,960	41,240	27,490	13,750
	オプション	60,100	55,090	50,080	45,080	40,070	35,060	30,050	25,040	20,030	15,030	10,020	5,010
	1,510㎡～2,000㎡	236,200	216,520	196,830	177,170	157,470	137,790	118,100	98,420	78,730	59,070	39,370	19,690
	オプション	86,600	79,380	72,170	64,950	57,740	50,520	43,310	36,080	28,860	21,650	14,430	7,220
	2,010㎡～2,500㎡	317,700	291,220	264,750	238,280	211,810	185,330	158,860	132,370	105,890	79,440	52,960	26,480
	オプション	112,000	102,660	93,340	84,000	74,670	65,330	56,010	46,670	37,330	28,000	18,670	9,340

《補償内容》 (詳細につきましてはP.17「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

次の①～⑤の事故が発生したために、ひろば事業者(被保険者)が事故への対応のために支出した費用(被災者対応費用、被災者傷害見舞費用)に対して保険金をお支払いします。

また、⑥の事故について被保険者が支出した傷害見舞費用に対しても保険金をお支払いします。

* 保険金のお支払いは、ひろば事業者の方が見舞金を利用者に支払った後に、引受保険会社から事業者宛に支払われます。

● 保険金をお支払いするのは、保険期間中に次の事故が発生した場合に限ります。

- ①火災
 - ②落雷
 - ③破裂または爆発
 - ④風水雪災、ひょう災
 - ⑤施設外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 - ⑥対象施設内で発生した急激かつ偶然な外来の事故(注)
- ※上記①～⑤の事故については、対象施設内の建物、工作物等が事故により損害を受けた場合に限りです。
 (注)上記⑥については、その事故により身体に傷害(⑥の事故における傷害には、細菌性・ウイルス性食中毒は含まれません。)を被った施設利用者に対し被保険者が支出した傷害見舞費用に限り保険金お支払いの対象となります。

＜お支払いの対象となる費用、支払限度額＞

※その他詳細については、後記「各保険の補償のあらまし」にも記載がございますので、合わせてご確認ください。

- a. 被災者対応費用 : 支払限度額 1事故100万円×被災者数
- b. 被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用: 支払限度額は下表の通りです(被災者1名あたり)

死亡見舞費用 (事故の日から180日以内に死亡した場合)	50万円(*)	
後遺障害見舞費用 (事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合)	50万円×所定の保険金支払割合(100%～4%)	
入院見舞費用 (事故の日から180日以内に入院した場合。 また、入院見舞費用保険金が支払われる期間中、新たに他の傷害を被ったとしても入院見舞費用保険金は重複してのお支払いはできません。)	入院期間31日以上	10万円
	入院期間15日以上30日以内	5万円
	入院期間8日以上14日以内	3万円
	入院期間7日以内	2万円
通院見舞費用 (事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞費用保険金はお支払いできません。入院見舞費用保険金と重複してのお支払いはできません。また、通院見舞費用保険金が支払われる期間中、新たに他の傷害を被ったとしても通院見舞費用保険金は重複してのお支払いはできません。)	通院日数31日以上	5万円
	通院日数15日以上30日以内	3万円
	通院日数8日以上14日以内	2万円
	通院日数7日以内	1万円

(*) 同一事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額を限度とします。

保険料B欄

<年間保険料一覧表>

ひろば施設の面積によって保険料が異なりますので、下記の保険料表をご確認ください。
1㎡の位については切り上げて10㎡単位でご加入ください。(例:83㎡ → 90㎡)

(単位:円)

加入日 ひろば 面積	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
～100㎡	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
110㎡～200㎡	2,600	2,380	2,170	1,950	1,730	1,520	1,300	1,080	870	650	430	220
210㎡～300㎡	4,400	4,030	3,670	3,300	2,930	2,570	2,200	1,830	1,470	1,100	730	370
310㎡～500㎡	7,000	6,420	5,830	5,250	4,670	4,080	3,500	2,920	2,330	1,750	1,170	580
510㎡～1,000㎡	13,000	11,920	10,830	9,750	8,670	7,580	6,500	5,420	4,330	3,250	2,170	1,080
1,010㎡～1,500㎡	21,000	19,250	17,500	15,750	14,000	12,250	10,500	8,750	7,000	5,250	3,500	1,750
1,510㎡～2,000㎡	30,000	27,500	25,000	22,500	20,000	17,500	15,000	12,500	10,000	7,500	5,000	2,500
2,010㎡～2,500㎡	39,000	35,750	32,500	29,250	26,000	22,750	19,500	16,250	13,000	9,750	6,500	3,250

※40㎡未満のひろばは一律100㎡でご加入下さい。

3. 近隣活動・移動中傷害見舞金制度

保険料C欄

(約定履行費用保険)

《補償内容》 (詳細につきましてはP.17「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

ひろば利用者の方が、ひろば活動に参加中に、近隣活動場所である公園等や、ひろば施設と近隣活動場所等との往復途中、また、ひろば施設もしくは近隣活動場所から自宅への復路において発生した急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に、「参加者(利用者)見舞金規程」(子育てひろば全国連絡協議会「子育てひろば総合補償制度」ひろば施設内利用者傷害見舞金制度、近隣活動・移動中傷害見舞金制度加入会員用)(※)に従い会員事業者(被保険者)が支出された見舞金に対して、この保険約款に従い保険金をお支払いします。(※)ただし、拠点施設内における事故による見舞金は、この保険では対象となりません。

『2. ひろば施設内利用者傷害見舞金制度』にご加入ください。

* 保険金のお支払いは、ひろば事業者の方が見舞金を利用者に支払った後に、保険会社から事業者宛に支払われます。

<見舞金の種類と支払限度額>

(*) 同一事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害見舞金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額を限度とします。

死亡見舞金	50万円(*)	
後遺障害見舞金	50万円×所定の割合(100%~3%)	
入院見舞金	入院期間31日以上	10万円
	入院期間15日以上30日以内	5万円
	入院期間8日以上14日以内	3万円
	入院期間7日以内	2万円
通院見舞金	通院日数31日以上	3万円
	通院日数15日以上30日以内	2万円
	通院日数8日以上14日以内	1万円
	通院日数7日以内	お支払い対象外

保険料C欄

<年間保険料一覧表> ひろば事業あたりの保険料です。

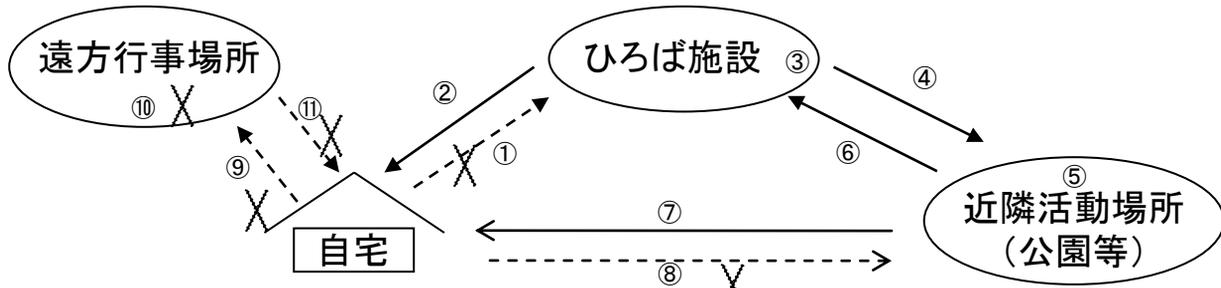
(単位:円)

加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
保険料	14,920	13,680	12,430	11,190	9,950	8,700	7,460	6,220	4,970	3,730	2,490	1,240

【ご加入時のご注意】

この保険は、近隣活動または移動中の事故について、貴ひろばが制定した見舞金規定に従ってお支払いになった見舞金を補償する保険です。ご加入の際は、予め「ひろば全協」共通で定めた見舞金規程を貴ひろばの見舞金規程として制定していただく必要がございます。

子育てひろば総合補償制度内容の(1)~(3)の保険金支払対象一覧



		(1) 賠償責任補償制度	(2) ひろば施設内利用者傷害見舞金制度	(3) 近隣活動・移動中傷害見舞金制度
①	利用者自宅からひろば施設への往路	賠償責任補償制度の対象となる事故が発生し、ひろば事業者が法律上の損害賠償責任を負担する場合のみが対象です。	×	×
②	ひろば施設から利用者自宅への復路		×	○
③	ひろば施設内		○(※1)	×
④	ひろば施設から近隣活動場所(公園等)への往路		×	○
⑤	近隣活動場所(公園等)活動中		×	○
⑥	近隣活動場所(公園等)からひろば施設への復路		×	○
⑦	近隣活動場所(公園等)から利用者自宅への復路		×	○
⑧	利用者自宅から近隣活動場所(公園等)への往路		×	×
⑨	利用者自宅から遠方行事場所への往路		×	×
⑩	遠方行事場所内		×	×
⑪	遠方行事場所から利用者自宅への復路		×	×

(※1) 火災、落雷、破裂・爆発、風水雪災、ひょう災、施設外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊で施設が損害を受けた事故である場合は、それにより利用者がケガをした場所が施設外であっても対象となります。

4. ひろば職員傷害保険制度

保険料D欄

(就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)) 団体割引率15%適用

本保険商品は、就業中のケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)
 お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

《補償内容》 (詳細につきましてはP.18「各保険の補償のあらまし」をご覧ください)

1. この保険の概要

- 子育てひろばの活動に従事ならびに子育てひろばや現場への往復途中中の職員が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合、保険金をお支払いします。
- ひろばに従事している理事などの役員も対象となりますので、最高稼働(活動)人数に必ず含めてください。
 ※ただし、個人事業主・会社役員等、住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでないご職業の方や職業に就かれていない方はご加入できませんので、ご了承ください。
- 健康保険、生命保険、あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく、保険金をお支払いします。
- 入院1日目、通院1日目から保険金支払いの対象となります。

2. 対象となる事故例

- 子育てひろばに通勤途中の職員が、トラックと接触し、重傷を負った。
- 子育てひろば事業に従事中の職員が、階段から転落し、頭部を強く打ち死亡した。等

3. 対象とならない主な事由

- 被保険者の故意、または重大な過失、犯罪行為による傷害。
- 無免許運転中や酒気帯び運転中に生じた事故による、運転者本人の傷害。
- 地震、噴火またはこれらによる津波による傷害。
- 疾病による傷害。
- むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの。等

総合生活保険の付帯サービスとして各種サービスのご利用が可能となります。サービスの詳細は裏面(P.9)をご覧ください。

<1名あたり保険金額> 職種級別A(子育て支援・保育関連業務)

補償項目	タイプ I	タイプ II
死亡	200万円	500万円
後遺障害	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%	
入院保険金日額	2,000円	3,000円
手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	
通院保険金日額	1,000円	2,000円

※ 保険料は被保険者の職種級別によって異なります。保険料D欄の内容は職種級別A(子育て支援・保育関連業務)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は代理店にお問い合わせください。

※ 上記以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

保険料D欄

<1名あたり 年間保険料一覧>

(単位:円)

加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
タイプ I 保険料	2,520	2,320	2,100	1,900	1,680	1,470	1,260	1,060	840	640	420	210
タイプ II 保険料	5,200	4,760	4,340	3,900	3,460	3,030	2,610	2,170	1,740	1,300	870	440

☆ 加入日とタイプに応じた1名あたり保険料

☆ 1日の最高稼働(活動)人数 ※1

【適用保険料】

$$\boxed{} \text{円} \times \boxed{} \text{人} = \boxed{} \text{円}$$

※1 最高稼働(活動)人数とは:年間を通じ、1日当たりの延べ稼働(活動)人数が最も多い日の人数。

1日当たりの延べ稼働(活動)人数例:早番2人、遅番3人の2交替制であれば延べ稼働(活動)人数は5人。

<ご注意!!>

- * 加入対象者および業務・活動に従事する者の2種類の名簿を常に備え付けてください。
- * 傷害補償についてご加入時より最高稼働(活動)人数に変更があった場合は、遅滞なくご連絡ください。最高稼働(活動)人数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なくその通知をしなかった場合、またはご加入時より最高稼働(活動)人数が増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合には、保険金を削減してお支払いします。最高稼働(活動)人数が増えたことによる追加保険料を、相当の期間内に支払わなかった場合は、ご加入を解除することがあります。
- * 無償のボランティアは補償の対象に含めることができませんので、十分ご注意ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

- *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
- *2 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

- ・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
- ・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



- 受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
 いずれも 税務相談 : 午後2時～午後4時
 土日祝日、社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
 年末年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

■ひろば向けおすすめ補償■

オンライン環境の整備を進めるひろばでは、今まで以上に情報漏洩のリスクが高まります。オンライン環境の整備とともにこの保険の付帯を推奨します。

《補償内容》 (P.19,20「各保険の補償のあらまし」もあわせてご覧ください。)

情報の漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払い)や、事故対応期間*1内に生じたセキュリティ事故の原因・被害範囲調査費用や風評被害事故*2の拡大を防止するための費用等、各種費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。各種費用の保険金の詳細は、P.11～P.14をご参照ください。

＜セキュリティ事故とは＞

次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、P.12の表に記載のa. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。

ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃*3のうち、アを引き起こすおそれのあるもの

- *1 被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
- *2 セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。
- *3 サイバー攻撃の定義についてはP.14【用語の意味】をご確認ください。

＜被保険者＞(補償を受けることができる方)

- 記名被保険者
- 記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

【子育てひろばの事業所内で行われている利用者支援事業・一時預かり事業等においても補償の対象となります】

《保険金お支払いの対象となる事故例・対象とならない事故例》

●対象となる個人情報(例)

- 紙に記録されている利用者名簿
- コンピュータ、データベース上で管理されている個人に関する情報
- 個人が特定できる内容が記載されたカード・申請書・アンケート用紙・相談記録
- 従業員名簿や人事情報 等

●対象とならない情報(例)

- 特定の個人を識別できないメールアドレス
- アンケート集計結果をもとに作成された個人を特定できない統計的な情報 等

＜ 保 険 料 ＞

子育てひろばの事業所内で行われている事業収入によって保険料が異なります。

事業収入100,000千円を超える場合は取扱代理店までご連絡ください。なお、ご申告いただいた事業収入がご加入当時に把握可能な最近の会計年度の事業収入に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

保険料E欄

★2025年度改定につきまして★
保険料を改定しております。

(単位:円)

当該ひろばの事業収入	加入日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
10,000千円未満		34,000	31,170	28,330	25,500	22,670	19,830	17,000	14,170	11,330	8,500	5,670	2,830
10,000千円以上～30,000千円未満		39,000	35,750	32,500	29,250	26,000	22,750	19,510	16,250	13,000	9,750	6,500	3,250
30,000千円以上～60,000千円未満		45,000	41,260	37,500	33,760	30,000	26,260	22,500	18,760	15,000	11,260	7,500	3,760
60,000千円以上～100,000千円未満		77,000	70,590	64,170	57,760	51,330	44,920	38,500	32,090	25,670	19,260	12,830	6,420

(1)損害賠償責任に関する補償 [サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)・情報漏えいリスク限定担保特約条項]

保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
(*1)(*2)

(*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

(*2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

お支払いの対象となる損害		お支払いする保険金
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含まれます。）	合計額に対して、保険金をお支払いします。
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	

支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、①法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の①法律上の損害賠償金および②③費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1) 損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、下記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

(1)損害賠償責任に関する補償 (*3) サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)・情報漏えいリスク限定担保特約条項

支払限度額		免責金額 (1請求)
1請求	保険期間中 (*4)	
5,000万円	5,000万円	10万円

(*3) 下記(2)の補償に関する支払限度額および免責金額等は、P12～14をご確認ください。
(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

(*4) この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。
各補償においてお支払いの対象となる損害・費用の詳細および保険金をお支払いできない主な場合については、後記P19～20「各保険の補償のあらまし」にてご確認ください。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 [サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)・情報漏えいリスク限定担保特約条項]

① サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外）

保険金をお支払いする場合

事故対応期間内に生じたP12.13記載a～fの費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限り。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りです。

<セキュリティ事故とは>

次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、P.12の表に記載のa. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。

ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

P12、13記載a～fの各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額から、免責金額（10万円）を差し引いた額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. サイバー攻撃対応費用	<p>セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*5）によって発見されていたときに支出する費用に限りま。</p> <p>ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用</p> <p>イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りま。</p>	100%	1事故・保険期間中（*9） 3,000万円	
b. 原因・被害範囲調査費用	<p>セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。</p>			
c. 相談費用	<p>セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*6）</p> <p>ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用</p> <p>イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）</p> <p>ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）</p>	100%	3,000万円	1事故（*8）・保険期間中 3,000万円
d. コンピュータシステム復旧費用	<p>次の費用をいいます。（*6）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。</p> <p>ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用</p> <p>イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用</p>			

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、P.14②訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫ひ状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫ひ状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	-	1事故(*8)・ 保険期間中 3,000万円
	カ. 個人情報漏えい見舞費用(*6) 公表等の措置(*7)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）	100%	被害者1名につき 1,000円	
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*7)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま。	100%	被害法人 1法人につき 5万円	
	ク. クレジット情報モニタリング費用(*6) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*6) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	-	
f. 再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。(*6) ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中： 3,000万円	

(*5) 次のいずれかをいいます。

- ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(*6) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま。

(*7) 次のいずれかをいいます。

- ① 公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限りま。）
② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③ 被害者または被害法人に対する詫ひ状の送付 ④ 公的機関からの通報

(*8) 訴訟対応費用については1請求となります。

(*9) a. サイバー攻撃対応費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用で共有します。

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 [サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対策費用担保条項)・情報漏えいリスク限定担保特約条項]

② 訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険契約において保険金支払対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り、）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り、

お支払いの対象となる費用と支払限度額等

損害額に縮小支払割合を乗じた金額から免責金額（10万円）を差し引いた額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・保険期間中 1,000万円	1事故(*1)・保険期間中 3,000万円

(*1) 訴訟対応費用については1請求となります。

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【用語の意味】 このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含まず。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.11の<セキュリティ事故とは> <風評被害事故とは>をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと

意向チェックシート

(ひろば職員傷害保険制度にご加入される場合、下記についてご確認ください)

本チェックシートは、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

以下の「ご確認事項」をご確認いただき、**加入依頼書裏面の太枠欄に○のご記入をお願いいたします。**
ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載のお問合せ先までご連絡ください。

ご 確 認 事 項

① ご加入を希望されるものは、通勤途上を含む子育てひろばの活動中のケガにより、入院したり、亡くなったりした場合等の補償でよろしいですか？

② パンフレット・加入依頼書等にてご案内しておりますご契約タイプ・補償内容等をご確認いただけましたか？

③ パンフレット・加入依頼書等をご確認いただき、今回ご加入いただく保険が、上記①におけるご希望(ご意向)を満たすことをご確認いただけましたか？

今回ご加入いただく保険は、以下の点でお客様のご意向に沿っていますか？

・保険金をお支払いする主な場合 ・保険期間 ・保険の対象となる方 ・保険金額 ・保険料 ・保険料払込方法

「重要事項説明書」の内容についてご確認ください。

(特に●保険金をお支払いしない主な場合、●告知義務・通知義務等、●補償の重複に関するご注意*についてご確認ください。)

*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

④ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

加入依頼書等の「職業・職務」「職種級別*」の内容は正しく記載されていますか？

* 職種級別AまたはBに該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別A:「子育て支援・保育関連業務」「事務従事者」「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別B:「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」

「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

《各保険の補償のあらまし》

1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険（賠償責任補償制度）

保険金をお支払いする場合等	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険期間中に日本国内で生じた下記の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひろば施設に起因して生じた他人の身体障害または財物損壊事故（施設賠償責任保険） ・ひろば施設を拠点とし、その内外で行われるひろば事業の遂行に起因して生じた他人の身体障害または財物損壊事故（施設賠償責任保険） ・ひろば施設において製造、販売または提供した飲食物が原因で発生した他人の身体障害または財物損壊事故（生産物賠償責任保険） <p>（以下はオプションにご加入の場合のみ）</p> <p>下記の事由によって被る損害に対しても保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この制度の施設賠償責任保険で対象となりうる事故が発生し、被保険者が初期対応費用を支出したこと（初期対応費用担保特約） ・この制度の施設賠償責任保険で規定する事由に関して保険期間中に日本国内で行われた不当行為による人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること（人格権侵害担保特約） <p>【お支払いする保険金の種類およびお支払い方法】 （施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険 共通）</p> <p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。 ②損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用 ④事故が発生し、被保険者が損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 ⑥社会通念上妥当と認められる、事故現場の保存費用・身体障害を被った被害者への見舞費用などの初期対応費用（オプションにご加入の場合、施設賠償責任保険のみ対象） <p>(2) 保険金のお支払方法</p> <p>上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を控除した額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p> <p>⑥の費用はその額から免責金額を控除した額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。</p> <p>【賠償責任保険共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争・変乱・暴動・騒じょうまたは労働争議 ③地震・噴火・洪水・津波または高潮 ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑥排水または排気（煙を含む）に起因する賠償責任 ⑦被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ⑨汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 ⑩アスベストまたはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ⑪日本国外で発生した事故 ⑫サイバー攻撃 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【施設賠償責任保険】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出、またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出 ②建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込み ③施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事 ④航空機、自動車、原動機付自転車または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）・動物の所有・使用または管理 <p>⑤a. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>b. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（aの財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任（ただし、被保険者ごとの個別適用）</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【生産物賠償責任保険】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生産物自体の損壊または使用不能 ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 <p style="text-align: right;">等</p> <p>【人格権侵害担保特約】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ②事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ③被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。） ④被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ⑤広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 <p style="text-align: right;">等</p>

2. レジャー・サービス施設費用保険（ひろば施設内利用者傷害見舞金制度）

保険金をお支払いする場合等	保険金をお支払いできない主な場合
<p>ひろば施設が火災、落雷、爆発または破裂、台風等の風災、ひょう災、雪災、こう水・高潮等の水災、対象施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊により損害を受けた場合に、被保険者がその事故への対応のために支出した費用（被災者対応費用、被災者傷害見舞費用）に対して保険金をお支払いします。また、ひろば施設内において発生した急激かつ偶然な外来の事故について被保険者が支出した傷害見舞費用に対しても保険金をお支払いします。</p> <p>a.被災者対応費用</p> <p>ひろば施設利用者が事故によって傷害を被りその結果として死亡した場合または医師の治療を受けた場合に被保険者が支出した次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の法定相続人またはその代理人が現地を訪問するための費用（※）・・・交通費・宿泊費（1名につき14日限度）・渡航手続費（※）被災者1名について2名分が限度です。 被保険者が役員・使用人またはこれらの代理人を現地等へ派遣するための所定の費用・・・交通費・宿泊費・渡航手続費 被保険者が要した通信費用 応対関係費用・・・応対施設借上げ費用・法定相続人や代理人が連絡場所を訪問したときの交通費・宿泊費（1名につき14日限度）・渡航手続費 被災者の捜索・救助・移送費用・移転費用および被保険者が被災者の葬儀を営むための葬儀費用等 <p>b.被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用</p> <p>ひろば施設利用者が事故によって傷害を被りその結果として死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被災者や遺族に対して慣習として支払った弔慰金、見舞金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡見舞費用 後遺障害見舞費用 入院見舞費用 通院見舞費用 <p><保険金お支払い方法></p> <p>①保険金は、被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用いずれに対しても、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる額をそれぞれの支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>②いずれの費用についても、事故発生日から1年以内に負担した費用に限ります。</p> <p>③いずれの費用についても、損害賠償金として負担したものを除きます。</p>	<p>【各費用共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意または重大な過失 ② 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 被災者自身の故意または重大な過失 ⑨ 被災者自身の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑩ 被災者自身による自動車または原動機付自転車の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故 ⑪ 被災者自身の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑫ 被災者の妊娠、出産、早産、流産または被災者に対する外科的手術その他の医療処置（外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。） ⑬ 被災者に対する刑の執行 ⑭ 医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛その他の症状 ⑮ 被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用 ⑯ サイバー攻撃 <p style="text-align: right;">等</p>

3. 約定履行費用保険（近隣活動・移動中傷害見舞金制度）

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険期間中にひろば事業の利用者が</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ひろば活動参加中に、施設外の近隣活動場所（公園等） ②ひろば施設と施設外の近隣活動場所（公園等）との往復途中 ③ひろば施設及び施設外の近隣活動場所（公園等）から自宅への復路において、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、以下の状態となった場合に、被保険者がひろばの見舞金規程にもとづき見舞金を支出することによって被る損害に対して支払限度額を限度に保険金を支払います。 <ul style="list-style-type: none"> 死亡見舞金・・・傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に死亡した場合 後遺障害見舞金・・・傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 入院見舞金・・・傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に生活機能または業務能力の減失をきたし、入院した場合 通院見舞金・・・傷害の直接の結果として生活機能・業務能力の減少をきたし、通院した場合 	<p>次の事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者の故意または重過失 ・見舞金等を受け取るべき者の故意、重過失 ・見舞金等を受け取るべき者の犯罪行為、闘争行為 ・利用者の無資格運転または酒気帯び運転 ・疾病（労働者災害補償保険法および船員保険法に基づく給付の対象となっている業務上の事由による疾病は除きます。）による死亡に対する見舞金を負担することによって被る損害 ・治療目的以外の入院・通院（入、通院見舞金にのみ適用されます。） ・医学的他覚所見による裏付けのないむちうち症または腰痛その他の症状（入、通院見舞金にのみ適用されます。） ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。） ・核燃料物質またはその汚染物の放射性、爆発性その他の有害な特性 ・約定に基づく金銭等の支払の不履行による賠償責任 等

4. 就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償) (ひろば職員傷害保険制度)

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

「子育てひろばの活動に従事している間(通勤途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払いします。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

2023年4月1日の始期契約より、みなし通院における「ギブス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせています(改定)。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて、競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

5. サイバーリスク保険

保険金をお支払する場合等	保険金をお支払できない主な場合
<p>損害賠償責任に関する補償【サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)・情報漏えいリスク限定担保特約条項】</p> <p>(1) 保険金をお支払いする場合</p> <p>情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれ起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り、日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。</p> <p>(2) 保険金の種類</p> <p>○法律上の損害賠償金</p> <p>法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。)</p> <p>○争訟費用</p> <p>損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。)</p> <p>○協力費用</p> <p>引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(3) 保険金のお支払い方法</p> <p>・損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。</p> <p>・損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。</p> <p>・争訟費用・協力費用については、合計額に対して保険金をお支払いいたします。</p> <p>サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)・情報漏えいリスク限定担保特約条項】</p> <p>(1) 保険金をお支払いする場合</p> <p>①サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用</p> <p>事故対応期間内に生じた上記記載の費用(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限り)を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りです。</p> <p>＜セキュリティ事故とは＞ 次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、P.12の表に記載のa. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。</p> <p>ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの</p> <p>＜風評被害事故とは＞</p> <p>セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。</p> <p>②訴訟対応費用</p> <p>この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限り)を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。</p> <p>(2) 保険金の種類</p> <p>○サイバー攻撃対応費用</p> <p>セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りです。</p> <p>ア. コンピュータシステム遮断費用、イ. サイバー攻撃の有無確認費用</p> <p>○原因・被害範囲調査費用</p> <p>セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用</p> <p>○相談費用</p> <p>セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用</p> <p>ア. 弁護士費用、イ. コンサルティング費用、ウ. 風評被害拡大防止費用</p>	<p>【共通】</p> <p>・保険契約者または被保険者の故意</p> <p>・地震、噴火、津波、洪水、高潮</p> <p>・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。</p> <p>・次の行為</p> <p>ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>・他人の身体障害</p> <p>・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれ起因する損害に対しては、適用しません。</p> <p>・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求</p> <p>・被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版</p> <p>・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求</p> <p>・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)</p> <p>・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関する自由</p> <p>・被保険者相互間における損害賠償請求</p> <p>・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合</p> <p>ア. 国際連合の決議に基づく制裁等</p> <p>イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等</p> <p>ウ. アまたはイ以外の制裁等</p> <p>・次の事由</p> <p>ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃</p> <p>ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃</p> <p>(ア)重要インフラサービスの利用、提供または維持</p> <p>(イ)安全保障・防衛</p>

5. サイバーリスク保険

保険金をお支払する場合等	保険金をお支払できない主な場合
<p>○コンピュータシステム復旧費用 次の費用をいいます。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。</p> <p>ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用</p> <p>イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用</p> <p>○その他事故対応費用 次のアからコの費用をいいます。ただし、上記費用および再発防止費用、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費、イ. 交通費・宿泊費、ウ. 通信費・コールセンター委託費用等、エ. 個人情報漏えい通知費用、オ. 社告費用、カ. 個人情報漏えい見舞費用、キ. 法人見舞費用、ク. クレジット情報モニタリング費用、ケ. 公的調査対応費用、コ. 損害賠償請求費用</p> <p>○再発防止費用 同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。ただし、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、及びセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。</p> <p>○訴訟対応費用 次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</p> <p>(3) 保険金のお支払い方法 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額から免責金額を差引いた額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。</p>	<p>【損害賠償責任に関する補償】</p> <p>・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任</p> <p>ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任</p> <p>イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任</p> <p>等</p>

（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、サイバーリスク保険）

◆もし事故が起きたときは

（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。（レジャー・サービス施設費用保険）

(1) 保険契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保険契約等の有無および内容を引受保険会社に書面により通知し、引受保険会社が説明を求めたときはこれに応じ、身体の診察または死体の検案を求めたときはこれに協力しなければなりません。

(2) 正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

（約定履行費用保険） 保険事故となる偶然な事由が発生したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、偶然な事由の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容を取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払うことがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

（サイバーリスク保険）

＜サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除く）＞

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払うことがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

＜上記以外＞

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払うことがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

◆示談交渉サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・サイバーリスク保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の同意を得ないで加入者側で賠償責任を承認しまたは賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

◆ご加入の際のご注意

（告知義務）

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。* 代理店には告知受領権があります。

（通知義務）

（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険）

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（レジャー・サービス施設費用保険・約定履行費用保険・サイバーリスク保険）

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

◆ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

(1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。

(3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

◆他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

◆補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

◆保険金請求の際のご注意（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・サイバーリスク保険）

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆代理店の業務

取扱代理店は、引受保険会社との業務委託に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に締結されたご契約は引受保険会社と直接締結されたものとなります。

◆引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱

引受保険会社が経営破綻した場合等には保険金、返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人または小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（一日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%）まで補償されます。また、保険契約者が個人等以外の者である保険契約であった場合でもその被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償対象となります。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点で下記の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等*1が告知事項かつ通知事項(☆)となります。被保険者数(最高稼働人数)が、告知事項かつ通知事項(☆)となります。

他の保険契約等*2を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約を言います。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。



Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(傷害補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

● 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

● 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内

www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)



0120-720-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202003

このパンフレットは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・レジャー・サービス施設費用保険・約定履行費用保険・サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)・就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず重要事項説明書をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。また、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故報告書

事故が発生した場合は、このページをコピーもしくはひろば全協ホームページより、「事故報告書」をダウンロードの上、メール添付またはFAXで加入者票と一緒にお願いします。

【送付先】メールアドレス： dantai-jiko@tnp2000.jp

FAX： 03-3375-8470

(株)東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店・新宿支社 経由
東京海上日動火災保険株式会社 御中

下記事故(賠償事故・傷害事故・個人情報漏えい)が発生したことを報告します。

1. 事故発生日	20 年 月 日 時頃
2. 事故発生場所	(ひろば名等)
3. 受傷者または 被害者 (おケガをされた方等)	ふりがな (氏名) (性別) <input type="radio"/> 男 ・ <input type="radio"/> 女 (年齢) (住所)
4. 保険契約者名	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
5. 証券番号	(保険会社で記入します)
6. 事故内容	
7. その他	(病気・ケガの程度、賠償事故の場合は損害の程度)

加入者(開設者)名: _____

20 年 月 日

メールアドレス _____

書類送付先住所(〒 _____)

電話番号: _____ FAX番号: _____

ご担当者名: _____

「子育てひろば総合補償制度」Q & A

【制度内容について】

1. 賠償責任補償制度

Q 1. 賠償責任補償制度の対象となる事故は、ケガに限られるのですか？

A 1. ケガばかりではなく、食中毒や物損事故、また病気であっても、ひろば事業者に法律上の賠償責任があると認められれば、対象となります。

Q 2. ひろば施設内で利用者が転んでケガをした場合は対象となりますか？

A 2. ひろば施設の構造上の欠陥、管理の不備等がケガの原因として、ひろば事業者に法律上の賠償責任があると認められた場合は、対象となります。（賠償責任がない場合の見舞金等については、「（2）ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」で対象となる場合があります。）
なお、子育てひろば事業＋一時預かり新Bタイプでは、保険料の算出にあたって園庭等は面積に含めませんが、園庭等でケガをした場合はひろばの付属施設での事故として補償対象となります。

Q 3. どんな事故で保険金が払われるのでしょうか？

A 3. ひろば事業者が賠償責任を負う場合、その範囲内で損害賠償金をお支払いします。
対人事故では、入院費・治療費・通院交通費、慰謝料等、物損の場合は修理費等が損害賠償金として認められるケースが多く、保険金支払いの対象となりえます。
また、事前に保険会社が承認した訴訟費用・弁護士委嘱費用等、解決のために有益な費用も対象になります。
一方、あらかじめ保険会社の同意なしに示談をされた場合や過剰な修理費等をお支払いになった場合事故との相当の因果関係が認められない費用や道義上のお見舞などの費用は保険の対象として認められません。
被害にあった方や第三者にも過失があったような場合は、被害者や第三者の過失割合分を差し引いたひろば事業者の責任割合分の損害賠償金をお支払いいたします。

2. ひろば施設内利用者傷害見舞金制度、近隣活動・移動中傷害見舞金制度

Q 4. ひろば事業者に責任のない事故は、対象とならないのですか？

A 4. ひろば事業者に責任のない場合、賠償責任補償制度の対象とはなりません。上記見舞金制度では対象となります。上記見舞金制度では、事業者の責任の有無にかかわらず、対象となる範囲でのケガについて、ひろば事業者が見舞金を支払った場合に、保険金をお支払いします。ただし、ひろば施設内利用者傷害見舞金制度においては、被保険者が損害賠償金として支払ったものについてはお支払いの対象となりません。

Q 5. 上記見舞金制度では、治療費や入院費の実費が支払われるのですか？

A 5. 上記見舞金制度では、治療費や入院費の金額にかかわらず、「ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」については保険約款に従い、ひろば事業者が支出した費用に対して支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
「近隣活動・移動中傷害見舞金制度」においてはご加入いただいた場合に実施していただく「参加者（利用者）見舞金規程」（子育てひろば全国連絡協議会「子育てひろば総合補償制度」ひろば施設内利用者傷害見舞金制度、近隣活動・移動中傷害見舞金制度 加入会員用）に基づいてひろば事業者が支払った見舞金の金額に対して、保険約款に従い支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

Q 6. 利用者が自宅からひろば施設へ向かう途中のケガについては対象となるのでしょうか？

A 6. 対象となりません。上記見舞金制度の対象となるのは、「ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」においては①ひろば施設内、「近隣活動・移動中見舞金制度」においては②近隣活動場所（公園等）での活動中・③ひろば施設と近隣活動場所（公園等）との往復途中・④ひろば施設もしくは近隣活動場所（公園等）からの帰宅途中においてケガをした場合に限られます。（なお、③や④のケースでは、保険金のご請求を頂く場合に、参加中であったことを客観的に確認するために、a.受付名簿や参加費払込記録、b.事業代表者の確認書、などの提出が必要となります。）

Q 7. 見舞金を請求した場合、保険金は保険会社から直接ケガをされた方に支払われるのでしょうか？

A 7. 保険は[見舞金を支払ったことによる事業者の損失]を補償するしくみとなっていますので、ひろばでいったん見舞金をお支払い頂き、ひろばから保険会社に請求頂くことになります。

Q 8. 「近隣活動場所」とは、どの範囲のものを指すのでしょうか。

A 8. 通常、徒歩で往復する範囲の公園・児童遊園・運動場などを指します。通常は交通機関を使って行くような距離にある施設等は「遠方行事場所」として扱います。

3. ひろば職員傷害保険制度

Q 9. 職員の一部だけを補償対象とすることができますか？

A 9. できません。必ずひろば職員の方全員を補償の対象としていただく必要があります。ひろばに従事している理事などの役員も対象となりますので、最高稼働(活動)人数に必ず含めてください。

Q 10. 各職員ごとにAタイプとBタイプを選んで加入することができますか？

A 10. できません。ひろば職員の方全員で共通のタイプを選択していただくこととなります。

Q 11. 上記ひろば職員傷害保険制度では、治療費や入院費の実費が支払われるのですか？

A 11. 上記ひろば職員傷害保険制度では、治療費や入院費の金額にかかわらず、あらかじめ定められた保険金額を定額でお支払いします。

Q 12. 無償のボランティアは職員に含まれますか？

A 12. 含まれません。雇用形態は問いませんが、ひろばから何らかの賃金を得ている職員が補償の対象となります。

4. 共通（加入方法等について）

Q 13. 現在加入している保険がしばらく有効なので、「子育てひろば総合補償制度」に中途加入したいのですが、可能でしょうか？

A 13. 中途加入可能です。中途加入の場合には、満期日（2026年4月1日※）までの未経過期間に対して、月割計算の保険料で加入できます。この場合の保険責任の開始日は、加入を希望される月の1日（午前0時）からとなります。 ※約定履行費用保険のみ、2026年3月31日

Q 14. この保険には5つの制度がありますが、全部加入しなければいけないのですか。

A 14. 5つの保険は、いずれも独立しておりますので、活動実態に合わせて必要な保険のみご加入頂けます。ただし、P.5～6の「ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」では、ひろば事業者が事故対応のために支出した費用が法律上の損害賠償金である場合は補償されません。よって、「ひろば施設内利用者傷害見舞金制度」は、賠償責任保険（*）とセットでご加入ください。（*） P.2～4の「賠償責任補償制度」、または他の賠償責任保険

Q 15. 常設の子育てひろばとは別に「出張ひろば」や「臨時のひろば（別会場）」を開催する場合の補償はどうなりますか？別途保険を手配する必要はありますか？

A 15. 常設の子育てひろばと開催日時が重複しなければ、常設の子育てひろばでご加入頂いている補償内容で「出張ひろば」や「臨時のひろば（別会場）」の補償をカバーすることが可能です。開催日時が重複する場合は補償の対象となりませんので、別途会員番号取得の上、新規加入が必要です。（「出張ひろば」や「臨時のひろば（別会場）」が常設のひろばの徒歩圏内の場合、近隣活動・移動中傷害見舞金制度の補償対象となる場合があります。）

Q 16. 無償ボランティアのケガは補償されるのでしょうか。

A 16. 事故のケースによっては賠償責任補償制度、ひろば施設内利用者傷害見舞金制度、近隣活動・移動中傷害見舞金制度では、補償対象となる場合があります。

Q 17. 「子育てひろば事業類似の事業」とはどのような事業を指すのですか。

A 17. 補助金の有無は問わず、次のような目的と事業内容を有する事業をいいます。

（目的）主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安定感や問題解決への糸口となる機会を得る。

- （事業内容）
1. 子育て親子の交流の場の提供と、交流の促進
 2. 子育て等に関する相談、援助の実施
 3. 子育て支援に関する情報の提供
 4. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

※利用者支援事業において、乳幼児親子の交流の場を設置する場合があります。

【子育てひろば総合補償制度 ご加入手続きについて】

2025年度

ご加入にあたっては、「子育てひろば全国連絡協議会」(略称：ひろば全協)へ入会済みの場合と、未入会の場合で手続きが異なります。なお、複数のひろばを対象とする場合は、**ひろば毎に入会手続きが必要**となります。

「ひろば全協」の会員様の場合

「ひろば全協」に未加入の場合

入会申込書の請求・お問い合わせ先

子育てひろば全国連絡協議会
〒222-0037
横浜市港北区大倉山1-12-18-303
TEL：045-531-2888
FAX：045-512-4971
info@kosodatehiroba.com
ホームページからも印刷可能です。

◆ひろば全協への入会手続き

- ①ホームページ申込フォームまたはFAXでお送りください。
- ②年会費のお振り込み

会員番号取得

※お急ぎの場合は、会員番号の仮発行が可能ですので、お問い合わせください。

【1】保険加入手続き

4月1日保険開始加入(更新)の申込締切日(書類返送)は、**2025年3月7日(金) 必着**
中途加入の申込締切日(書類返送)は、**補償開始月の前月20日必着**

※加入依頼書は、パンフレット表紙記載の取扱代理店東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店・新宿支社(ひろば保険担当)までご請求ください。 TEL：03-5333-1431		更新 (前年度からご加入の方)	新規 (4/1付で新たに加入される方)	中途加入 (5/1付以降に新たに加入される方)	
提出書類	子育てひろば総合補償制度加入依頼書	提出要	提出要	提出要	会員番号と所要事項をご記入・ご捺印(1箇所)ください。
支払方法 (新規・中途加入時は「振込」のみ)		振込 または 口座振替 (口座設定済の方のみ)	振込※	振込※	※口座振替をご希望の場合は2026年度からになります。次年度より口座振替ご希望の方は取り扱い代理店までご連絡下さい。口座設定を行っていない方は、保険料のお振込が必要です。

【2】算出保険料のお振込【新規・中途加入者及び口座設定を行っていない更新の方】

払込票はございません。保険料はご加入月の20日(4月1日加入なら4月20日)までに下記口座にお振込み願います。

保険料お振込みの請求書が必要な場合は、ひろば全協HPより請求書発行依頼書をダウンロードしご記入の上、メール(発行依頼書受付専用メールアドレス：kosodatehiroba@tnp2000.jp)またはFAXにてお送りください。

保険専用口座

【振込先】 三菱UFJ銀行・大倉山(材クヤマ)支店
普通預金(口座番号) 0956344 (名義) ひろば全協

※ATMの場合は、「子育てひろば全国連絡協議会」と表示されますので、そのまま操作をお続けください。

お振込の際は、振込人名義の前にひろば全協の会員番号4桁を入力の上お振込ください。

(例) 1234JYタテ00〇〇〇〇

※法人様は、お振込の際「法人格」を省略し、「法人名」または「ひろば名」でお振込ください。

※**保険料**とひろば全協**年会費**の振込口座は異なります

【3】加入者票のお届け

加入者票のお届けは、始期日(中途付帯日)から1か月半～2か月半後になります